

「果樹輸出産地強化支援事業」 2次公募のお知らせ

輸出向け果実の生産拡大を図るため、優良品種の新植・改植、スマート農業技術等の省力技術の導入、果実の品質向上に資する資材の導入、産地の生産出荷体制の強化に資する取組を支援します。

公募期間

令和7年9月18日（木）～10月23日（木）

事業実施主体

「果樹産地輸出計画」を作成し、県に承認された産地協議会の構成員である農業者、農業法人、農業協同組合

補助内容

補助率：1/2以内

- 1. 優良品種の新植・改植（補助額100万円以内）**
果樹苗木の購入及びその育成に係る費用、新植・改植作業に必要な資材・機械の導入 等
- 2. 果実品質の向上・生産量確保に資する機械・資材等の導入（補助額100万円以内）**
液肥混入機と一体的なマルドリ栽培、防風ネット（4面を含む）、農薬ドリフト防止ネット、採葎機・開葎機 等
- 3. 省力樹形・スマート農業技術の導入による労働生産性の高いモデル園地の実証（補助額300万円以内）**
根域制限栽培・根圏制御栽培・双幹形仕立て栽培の園地実証、防除用ドローン・除草ロボット等のスマート農業機器の導入実証 等
- 4. 産地の苗木供給体制モデルの実証（補助額300万円以内）**
育苗施設における多年生苗の効率的な育成技術の実証 等
- 5. 産地の集荷・流通体制強化に資する機械・資材の導入（補助額200万円以内）**
予冷库、出荷梱包資材の断熱材、鮮度保持資材 等

※事業費は、5万円以上（税抜）とする。

※果樹経営支援対策事業及び果樹先導的取組支援の対象となる取組は本事業では対象外とする。

※既存設備の更新（機能向上が図られるものを除く）は補助対象外とする。

申請手続

以下の書類を産地協議会を通じて各地域の農林事務所に提出してください。

- ①別記様式3号 果樹輸出産地強化支援事業実施計画書の提出について
- ②別紙2 果樹輸出産地強化支援事業実施計画書
- ③添付書類等
 - (ア) 事業費の分かる資料（複数社の見積書）
 - (イ) 苗木、機械、資材のカタログ等
 - (ウ) その他、事業実施計画を補足する資料として必要な資料

その他

○事業の採択の審査及び審査結果の通知について

県は提出された事業実施計画書の審査を行います。審査結果を踏まえ、申請者に対して審査結果の通知を行います。

審査結果の通知はおおむね11月中旬を予定しています。

○予算の範囲内での採択となりますので、予めご了承ください。

なお、9月現在の予算残額は約600万円です。

お問合せ先及び申請先

○桑名農政事務所 地域農政課（桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町）

〒511-8567 桑名市中央町5-71 0594-24-7421

○四日市農林事務所 農業振興課（四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町）

〒510-8511 四日市市新正4-21-5 059-352-0627

○津農林水産事務所 地域農政課（津市）

〒514-8567 津市桜橋3-446-34 059-223-5102

○松阪農林事務所 農業振興課（松阪市、多気町、明和町、大台町）

〒515-0011 松阪市高町138 0598-50-0564

○伊勢農林水産事務所 農業振興課

（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）

〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 0596-27-5168

○伊賀農林事務所 農業振興課（伊賀市、名張市）

〒518-8533 伊賀市四十九町2802 0595-24-8141

○尾鷲農林水産事務所 地域農政課（尾鷲市、紀北町）

〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 0597-23-3498

○熊野農林事務所 地域農政課（熊野市、御浜町、紀宝町）

〒519-4393 熊野市井戸町371 0597-89-6122

なお、申請に関するお問合せは下記窓口においても可能です。

三重県農林水産部農産園芸課園芸振興班

電話：059-224-2808 FAX：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp